

集計結果【暫定版】における留意点

1. 20余りの都道府県において、平成20年度からの強化期間の最終年度と位置付けた平成22年度の主要な5事業の実施目標が国の期待する実施目標【100%】となっていないが、保険者と協議を行うなど地域の実情に応じた保険者の介護給付適正化事業の実施計画に基づき都道府県の適正化計画を策定している都府県もあり、必ずしも国の示した指針に沿っていないものではない。
2. また、そのような都府県においては、「今後、実施率が100%となるよう都府県において必要な支援を行う」旨が付記されている場合がほとんどであり、引き続き、介護給付適正化事業の推進のための検討が必要である。
3. 今後、国においては実施予定率が低い適正化事業における課題を重点的に検証し、都道府県・保険者と連携を図りながら、可能な限りの支援を行い、一層の介護給付適正化事業の推進を図る必要がある。